

## ②証明者について

- 注1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

### ・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長等)も認められます。

### ・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

### ・受検申込者自身が代表者(経営者)である場合

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者との関係欄には、「本人」と記入してください。受検申込者自身が代表者であることの確認資料として、会社の名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください。

### ※証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

## 4. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部) 在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

## 5. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受検申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受検資格を満たすものとすることができます。

### 【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受検資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②認定の審査には6ヶ月(書類に不備がある場合はそれ以上)を要します。申込受付期間の6ヶ月前には認定申請書を提出するようにしてください(申請書は受検申込書類に同封できません)。
- ③審査の結果、受検資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html)

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係  
TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。